

<p>政策の名称</p>	<p>被害者対策（犯罪被害給付制度の充実、被害者支援体制の充実、事情聴取環境の整備等）</p>
<p>政策の内容・目的</p>	<p>犯罪被害者に対する精神的、経済的支援等のきめ細かな被害者支援の推進</p>
<p>必要性</p>	<p>犯罪の被害者は、その直接的な被害にとどまらず、その結果として生ずる精神的・経済的被害等多くの被害を受けている。こうした被害者の中には、精神的被害が極めて深刻であり、犯罪による著しいストレス障害を抱え、精神的、経済的な支援を求めている者が多数認められる。</p> <p>平成4年度から平成6年度までの3年間にわたり「犯罪被害者実態調査研究会」が行った調査によると、被害直後の精神状態について、身体犯の被害者の約35%、遺族の約60%が「精神が不安定になった」と回答するなど、多数の被害者が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっている（別紙1）。</p> <p>こうした被害者にとって最も身近な機関である警察は、被害の回復、軽減及び再発防止について被害者から大きな期待が寄せられる立場にあることから、被害者への情報提供、被害者の精神的被害の回復への支援、捜査過程における二次的被害の防止・軽減、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適切な運用、被害者の安全確保等総合的な被害者対策を、より一層推進していく必要がある。</p> <p>また、「犯罪被害給付制度」は、制度発足から平成12年までの20年間に約4,500人の被害者、遺族に対し、約106億円を支給しており、被害者の精神的、経済的打撃の緩和に資している（別紙2）。</p>
<p>達成効果等</p>	<p>各都道府県警察においては、平成8年2月に警察庁が示した「被害者対策要綱」に基づき、きめ細かな被害者支援の推進に努めている。</p> <p>特に、精神的被害の回復への支援に関する施策については、被害の届出に伴う精神的負担を軽減・払拭し、警察の捜査活動に対する信頼と協力を確保する上でも極めて有効なものであり、ひいては犯罪の潜在化を防止するとともに、迅速・的確な捜査が可能となり、国民の安全確保に資するものである。</p> <p>(1) 経済的支援</p> <p>犯罪被害給付制度の充実</p> <p>平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の改正等に伴う犯罪被害者等給付金の支給対象の拡大、支給金額の引上げ等が行われたが、同制度を確実に実施することにより、被害者及び遺族に対しての精神的・経済的打撃の緩和を図っていく。</p> <p>(2) 精神的支援</p> <p>民間の犯罪被害者相談員の委嘱</p> <p>警察では、部内に心理学等の専門的知識を有した職員の配置を進めている。しかしながら、精神的被害の回復を図るには、長期的かつ専門的な対応が必要であるとともに、犯罪被害者の中には警察職員との直接面接や、警察施設への</p>

出入り、警察への申告を躊躇する者がいまだに多いことから、精神的被害の回復に主眼を置いた民間の被害者援助団体の役割が非常に重要なものとなってきている。

平成13年8月現在、警察との連携を図りながら、犯罪被害者等の精神的被害の回復のためのカウンセリングを行っている民間の被害者援助団体は、全国に20組織あり、本年度中に2組織以上の立ち上げが予定されている。警察では、こうした団体との連携をさらに強化するとともに、こうした団体において被害者からの電話相談・面接相談等に従事するボランティアを「犯罪被害者相談員」として委嘱することにより、犯罪被害者の精神的被害からの確実な回復を図り、当該犯罪捜査を円滑に進めることが期待できる。

警察署における事情聴取室の整備

犯罪捜査においては、被害者等からの詳細な事情聴取が不可欠であるが、時として被害者が話したくない事柄についてもあえて聴取せざるを得ない場合がある。また、証拠を収集するに際しても被害者に負担をかけることがある。特に、性犯罪の捜査においては、被害者のプライバシーにわたる部分の事情聴取や証拠採取に当たって精神的負担を強いることが少なくない。このような捜査過程においては、可能な限り被害者の心情に配慮した対応が必要とされる。特に、警察署においては、施設の制約上、被疑者用の取調室を代用して事情聴取を行っている場合も少なくないのが現状であり、時として「犯人扱いされたような気分だった」との声が聞かれるなど、被害者に精神的な負担をかけたり、無用な誤解を与えて捜査に支障を来してしまうことも少なくない。このため、警察署の既存の事情聴取室等に

- ・ ミーティング用テーブル(応接セット)、パーティションの配置
- ・ 照明、内装の改善

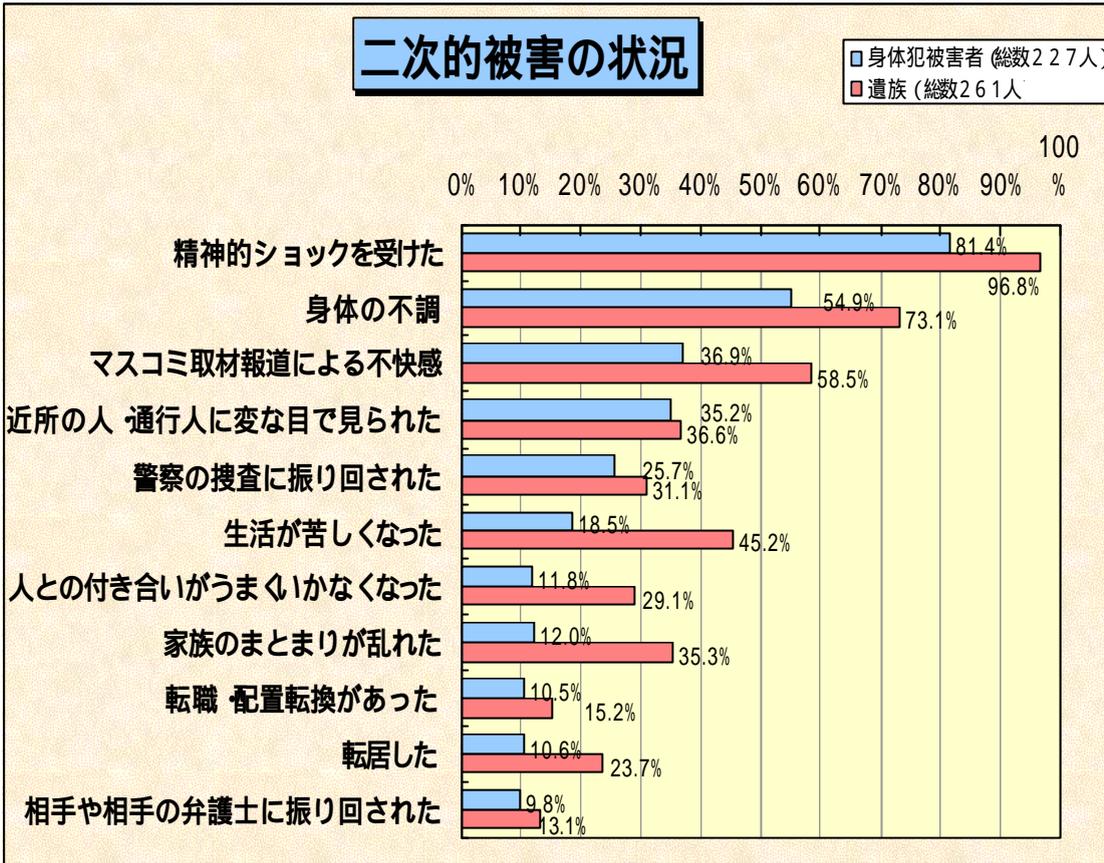
等環境を整備し、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、平成12年度から5か年計画で事情聴取室の整備・改善が行われている。

既に改善が行われた警察署では、改善前は、被害者から「犯人扱いされた気分だった」、「密閉された空間で嫌な感じであった」等の声が聞かれていたが、改善後は不満も聞こえず、被害者心理に効果をあげており、今後改善が進むことにより、被害者の精神的負担を軽減するとともに、犯罪捜査も円滑に推進されるものと期待できる。

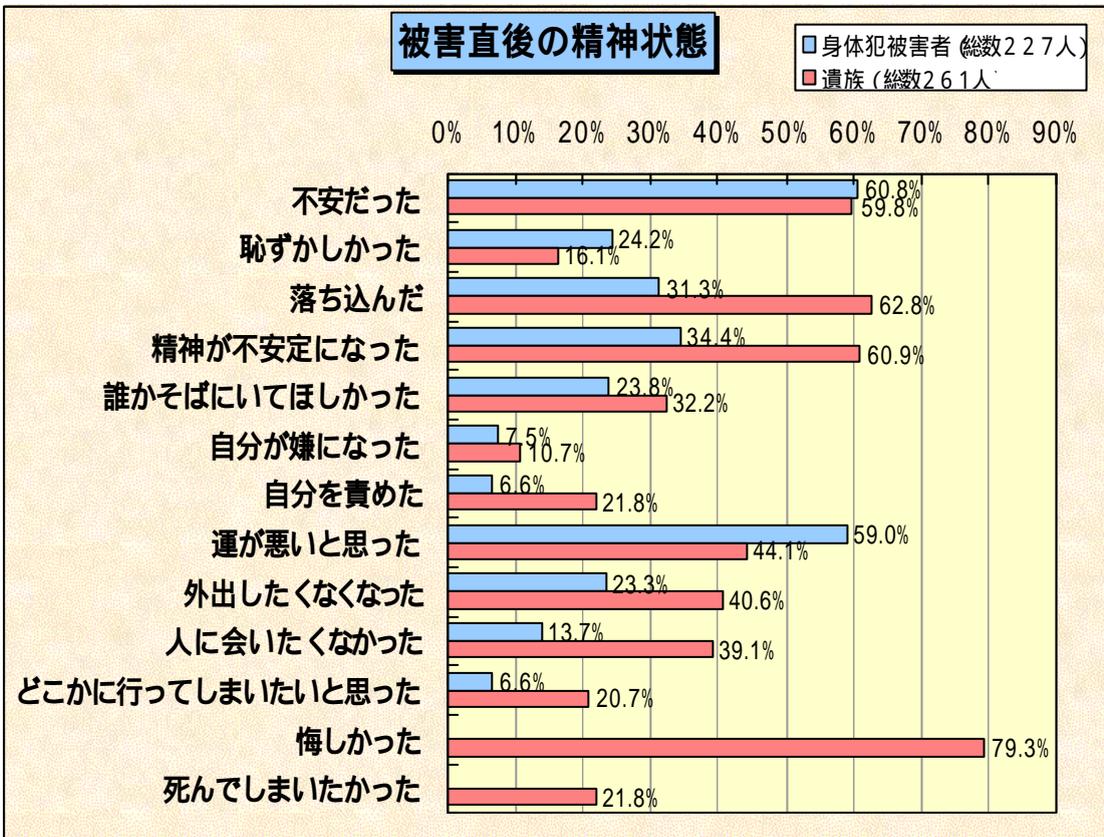
被害者対策用車両の整備

被害者対策用車両は、平成12年度から3ヶ年計画で国費車両として各都道府県警察に配分され、移動式被害者用事情聴取室として被害者からの相談や被害申告の受理、事情聴取等に機動的活用が図られている。本年6月に発生した「大阪府池田小学校における児童等に対する無差別殺傷事件」の際においても、被害関係者の送迎等に「被害者対策用車両」がフルに活用された。このほか、機動的に被害者の指定する場所に赴き、かつ人目に触れないよう被害者のプライバシー保護等に十分に配慮しながら必要な事情聴取等を行えることから、特に性犯罪被害者がもつ恥辱感、自責感等の二次的な精神的被害の軽減や、被害の潜在化を防止することができる。

	<p>(3) その他</p> <p>犯罪被害者対策に関する調査研究</p> <p>今回の犯罪被害者等給付金支給法の改正のうち、犯罪被害給付制度に関する規定が平成13年7月1日、警察及び民間団体の援助の措置を定めた規定が平成14年4月1日に施行されることを受け、当該改正の内容が第一線の現場でどのように実現されているかを始め、平成8年以降、全国警察の組織を挙げて取り組んできた警察の被害者対策の各種施策が被害者にどのように評価されているかについて調査することにより、今後、より適切かつ確実な被害者対策を行っていくための検証資料として活用する。</p>		
<p>予 算 額</p>	<p>平成13年度予算額 1,395百万円</p> <p>平成14年度要求・要望額 1,588百万円</p>		
<p>効 率 性</p>	<p>(1) 経済的支援</p> <p>犯罪被害給付制度の充実</p> <p>社会の連帯共助の精神に基づき犯罪被害者に対して給付金を支給しており、経済的支援の方法としては、非代替的なものである。</p> <p>(2) 精神的支援</p> <p>民間の犯罪被害者相談員の委嘱</p> <p>警察では、心理学等の専門的知識やカウンセリング技能を有した職員の配置を進めているものの、こうした職員は、事件発生直後から比較的短期間における被害者支援として、危機介入（初期的な支援）を中心とした精神的ケアを行うことをその職務としている。長期にわたる犯罪被害者の精神的ケアについては、専門家に引き継ぐなどの適切な処置が必要である。</p> <p>そこで警察では、犯罪被害者の精神的被害からの回復を図るためのカウンセリングを行っている民間の被害者援助団体に所属し、被害者からの電話相談・面接相談に専門的に従事するボランティアを「犯罪被害者相談員」として委嘱して連携を強化することにより、当該犯罪の捜査を円滑に進めることができる。</p>		
<p>そ の 他</p>	<p>犯罪被害者等給付金支給法の改正にあたっては、警察庁長官官房長の私的検討会である「犯罪被害者支援に関する検討会」を発足させ、当面取り組まれる被害者支援の在り方、とりわけ法律上の制度整備を要する課題を中心に、有識者からの意見を聴取し、提言をいただいた。また、その際、犯罪被害者に対する支援を強化するために望まれる施策として上記のような施策の推進について言及され、今後、犯罪被害者に対する支援は、経済的支援にとどまらず、精神的支援を含めた多角的な支援が肝要であることが確認された。</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>給与厚生課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成13年8月</p>



犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者の実態調査報告書」
(平成4年度～6年度)



犯罪被害者実態調査研究会「犯罪被害者の実態調査報告書」
(平成4年度～6年度)

犯罪被害給付制度の運用状況

区分		年別	平成 9年以前	10年	11年	12年	合計
		被害者数 (申請者数)	2,667 (4,185)	189 (277)	222 (349)	290 (447)	3,368 (5,258)
裁定及び 決定者数	支給被害者数 (申請者数)	2,379 (3,727)	150 (224)	160 (264)	185 (281)	2,874 (4,496)	
	不支給被害者数 (申請者数)	134 (200)	12 (16)	13 (20)	13 (17)	172 (253)	
	計	2,513 (3,927)	162 (240)	173 (284)	198 (298)	3,046 (4,749)	
裁定・決定金額 (百万円)		8,678	573	643	712	10,606	
被害者 1人当たりの裁定・決定金額 (万円)		365	381	406	407	371	